令和２年３月１７日

保護者の皆様へ

都城市立夏尾小学校

校長　澁谷　雅治

**児童が外出して運動を行うことやそれに伴う学校施設開放について（お知らせ）**

　彼岸の候　昨日は配付物や学用品の受け取りにご協力をいただきまして、誠にありがとうございました。

　さて、標記の件につきまして文部科学省や県教育委員会、市教育委員会からの通知がありましたのでお知らせいたします。ご確認を宜しくお願いいたします。

記

１　臨時休業中に児童生徒が外出して運動を行うことについて

　○　児童生徒の健康保持の観点から、児童生徒の運動不足やストレスを解消するために行う運動の機会を確保することは大切です。したがって、安全な環境の下に行われる日常的な運動（ジョギング、散歩、縄跳びなど）を本人及び家庭の判断において行うことは一律に否定しません。ただし、一度に大人数が集まって人が密集する運動は控えるなど、感染拡大を防止するための十分な配慮が必要です。

２　臨時休業期間中に学校の校庭開放について

　○　児童生徒の健康保持や運動する機会を確保する観点から、学校の校庭の開放を求められた場合に施設を開放することは一律に否定しません。ただし、一度に大人数が集まって人が密集する運動は控えるなど、感染拡大を防止するための十分な配慮が必要です。

　○　校庭の開放期間は、３月１７日（火）から３月２６日（木）まで及び４月２日（木）とします。ただし、土日祝日につきましては、保護者の責任の下での使用は可能です。なお、小学校は卒業式の２５日（水）、中学校は県立高校合格発表の１８日（水）は開放しません。

　○　開放時間は、午前１０時から午後４時までとします。

　○　利用を希望する場合は、学校に申し出てください。校庭を開放する時間帯は、担当の教員等を決め、適宜交代で管理・指導を行います。

　○　校庭の開放期間中に万一ケガ等が発生した場合については、災害共済給付申請が可能です。